

平成19年6月5日

株主各位

東京都千代田区霞が関三丁目7番3号
日本興亜損害保険株式会社
取締役社長 兵頭 誠

第63回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第63回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討いただきまして、以下の記載等をご参考に、いずれかの方法により平成19年6月26日（火曜日）午後5時までに到着するよう議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

【書面による議決権の行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、ご返送ください。

【インターネットによる議決権の行使の場合】

パソコン又は携帯電話から議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って、賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しては、2頁以下の「議決権の行使等についてのご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

（当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出願います。）

記

1. 日 時 平成19年6月27日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区霞が関三丁目7番3号 当社本店13階会議室
3. 会議の目的事項
報 告 事 項 第63期〔平成18年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）〕事業報告、計算書類、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役10名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 会計監査人選任の件

4. 議決権の行使等についてのご案内

- (1) 株主総会参考書類及び添付書類の記載事項を修正する場合の周知方法
株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ（<http://www.nipponkoa.co.jp/gms/>）に掲載いたしますのでご了承ください。
- (2) 書面及びインターネット等による議決権行使が重複してなされた場合の取扱い
書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (3) インターネット等による議決権行使が重複してなされた場合の取扱い
インターネット等によって、複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (4) インターネット等による議決権行使のご案内

①議決権行使サイトについて

- ア. インターネットによる議決権行使は、パソコン又は携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
※「iモード」は㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標又は登録商標です。）

- イ. パソコンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、議

決権行使サイトにおけるインターネットによる議決権行使ができない場合もございますので、その旨ご了承ください。

- ウ. 携帯電話による議決権行使は、i モード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用可能であることが必要です。同サービスが利用可能な場合でも、セキュリティ確保のため暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報送信が可能な機種にのみ対応しておりますので、携帯電話の機種によってはご利用いただけない場合がございますのでご了承ください。
- エ. インターネットによる議決権行使は株主総会前日（平成19年6月26日（火曜日））の午後5時まで受け付けいたしますが、お早めにご行使いただき、ご不明な点等ございましたら下記ヘルプデスクへお問合せください。

②インターネットによる議決権行使方法について

- ア. 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- イ. 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ウ. 「ログインID」及び「仮パスワード」は株主総会招集の都度新しいコードをご通知いたします。「ログインID」、「仮パスワード」及びご自身で仮パスワードから変更した後の「パスワード」は、株主様本人を認証する重要なものですので、他人に絶対知られないよう管理には充分ご注意ください。

③議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（ダイヤルアップ接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合はパケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関するお問合せ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

以 上

平成18年度（平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで）事業報告

1 保険会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

平成18年度のおわが国経済は、企業収益の改善が続く中で、民間設備投資が増加するとともに、雇用・所得環境の改善を背景に個人消費も堅調に推移するなど、景気は内需を中心として緩やかな回復を続けました。

損害保険業界におきましては、自由化・規制緩和の進展により競争が激化する一方、適時・適切な保険金のお支払いという保険会社の根幹をなす業務が十分に機能せず、費用保険金等の付随的な保険金の支払漏れや、第三分野商品における保険金の不適切な不払いが当社を含め多数発生していることが判明いたしました。また、火災保険の募集における構造級別等の不適切な適用に関する問題も表面化し、社会からの信頼を大きく損ねることとなりました。

当社ではこれらの事実を重く受け止め、今後かかる事態を発生させないために、以下の再発防止策を策定・実施いたしました。

まず、経営管理態勢の改善・強化を図るため、経営陣が保険金支払状況・問題点を把握し、その改善策を統括する態勢の整備を目的として「保険金適正支払委員会」を設置いたしました。また、業務の各プロセスにまたがる課題を部門横断で解決し、お客様の利便性の向上を図るため「品質向上委員会」を設置いたしました。さらに、「社外の目」を取り入れ、経営の透明性を高めるため、取締役会の諮問機関として「指名・報酬委員会」を設置いたしました。

保険金支払管理態勢の検証・見直しにつきましては、保険金支払に関する高度な法律的・医学的判断を要する事案などについて審議する、社外専門家をメンバーとした「保険金審査会」を設置いたしました。また、保険金の支払漏れの根絶を目指し、事案の適切性の点検・検証及び損害調査の各プロセスにおける点検を強化するため「保険金支払管理部」を設置するとともに、保険金支払担当部門の要員を大幅に増強いたしました。さらに、商品開発部門と保険金支払担当部門の相互交流によるスキルアップ及びノウハウ向上を図るため、医療保険の商品開発部門と保険金支払担当部門を統合した「医療保険部」を設置いたしました。

商品開発態勢の見直し・整備につきましては、商品開発時の関連部門間の連携体制

及び経営の関与・決裁などを定めた「保険商品の開発及び改定に関する規程」を制定するとともに、同規程に基づく「商品レビュー会議」（平成19年4月以降は「商品開発レビュー会議」に改称）を商品開発の各段階で開催し、保険募集・保険金支払・システム等の各関連部門間の連携・相互牽制機能を確保することといたしました。

お客様対応態勢の整備につきましては、お客様からの保険金支払に関する苦情・ご照会・ご相談などを専門スタッフが受け付ける窓口として「保険金相談コーナー」を設置いたしました。

保険募集態勢の整備につきましては、お客様に保険商品の内容をより理解していただくため、重要事項説明書を刷新し、契約概要や注意喚起情報などをご提供するとともに、契約内容がお客様のニーズに応じた適正な内容となっていることを確認するため、「説明・点検運動」を平成19年4月より開始することといたしました。また、既にご契約いただいている火災保険について、ご契約内容の適正化を図るため、構造級別等の一斉調査を実施いたしました。さらに、代理店の業務遂行状況等の点検や代理店コンプライアンス研修を一斉に実施し、募集態勢の整備に努めました。

なお、当社は、第三分野商品について保険金の不適切な不払いを多数起こしたことに関し、平成19年3月、金融庁より保険業法に基づく業務の一部停止命令及び業務改善命令を受けました。当社といたしましてはこの行政処分を厳粛に受け止め、業務改善計画を策定し、お客様からの信頼回復に全力をあげて努めてまいります。

当社は、平成18年度から3年間の新中期経営計画「KAKUSHIN（革新・核心・確信）」をスタートさせ、その初年度として、次のような施策を展開いたしました。

まず、事故対応につきましては、過去の付随的な保険金の支払漏れや第三分野商品における不適切な不払いについての徹底調査を実施するとともに、適時・適切な保険金支払態勢の構築に努めました。また、「損調Challenge 3」を策定し、常にお客様の視点に立って業務を遂行するとともに、早期支払の実現や事故対応サービスの品質向上を図るなど、お客様満足度の向上に努めました。

商品開発面につきましては、わかりやすく付加価値の高い商品をタイムリーにご提供することに努めました。まず、主力商品である自動車保険を全面的に刷新し、補償を統廃合することにより特約を大幅に削減するなどお客様にとってわかりやすく、必要なものを最適な形でご提供する新自動車保険「カーBOX」を発売いたしました。また、従来の「海外旅行傷害保険」をリニューアルし、「旅行キャンセル費用担保特約」や「トラベルカルテ割引サービス」を導入した「海外旅行保険」を発売するなど、

お客様のニーズにお応えした商品開発に努めました。

営業態勢につきましては、安定的・継続的な増収と収益の確保を実現するため、営業部門の社員一人ひとりが3つのテーマに挑戦する「営業Challenge 3」を策定・推進するとともに、「代理店Challenge 3」の徹底により、業務力・販売力に優れた販売網の構築に努めました。また、お客様対応力のさらなる向上を図るため、秋田市にコールセンター施設「CRファクトリー」を新設し、平成18年5月、業務を開始いたしました。海外におきましては、ロシア連邦のインゴストラフ・インシュアランス・カンパニー、ベトナム社会主義共和国のベトナム・インシュアランス・コーポレーション及びアラブ首長国連邦のアブダビ・ナショナル・インシュアランスとそれぞれ包括的な業務提携契約を締結し、海外におけるサービス態勢の強化を図りました。また、グループ戦略会社であるそんぼ24損害保険株式会社は、平成19年3月、100億円の増資を行い、当社がその全額を引き受けました。これにより、同社の財務基盤をより強固なものとし、健全性の向上を図ることにより、日本興亜保険グループとしてお客様への対応力をより一層強化してまいります。

確定拠出年金（DC）事業につきましては、中小企業向け総合型DC「日本興亜DCエコノミープラン」や、友好金融機関との提携DCプランの推進により、運営管理機関の受託を大幅に拡大いたしました。

法人のお客様に対するサービスにつきましては、環境への関心が高まる中、環境に配慮した事業活動を行う事業者に与えられる「エコアクション21」の認証に関して、その取得を目指すお客様向けに、認証取得支援サービスの提供を開始いたしました。

また、企業の社会的責任（CSR）に対する取組みにつきましては、その内容を当社ホームページ上に「環境・社会レポート」として掲載してまいりましたが、当社のCSR活動をよりご理解いただくために、内容をさらに充実させた冊子「日本興亜保険グループの社会的責任（CSR）2006」を発行いたしました。

このような施策により事業活動を展開いたしました結果、当年度の業績は次のとおりとなりました。

まず、経常収益につきましては、保険引受収益が8,810億円、資産運用収益が813億円、その他経常収益が22億円となった結果、9,646億円となり、前年度に比べて236億円の増加となりました。

一方、経常費用につきましては、保険引受費用が7,910億円、資産運用費用が136億円、営業費及び一般管理費が1,333億円、その他経常費用が21億円となった結果、9,401億円となり、前年度に比べて258億円の増加となりました。

この結果、経常利益は245億3千万円となり、これに特別損益を加減し、税効果会計による調整後の法人税等を控除した当期純利益は134億2千万円となり、前年度に比べて1億5千万円の増加となりました。

保険引受の概況

保険引受収益のうち正味収入保険料につきましては、7,033億円となり、前年度に比べて0.7%の減少となりました。一方、保険引受費用のうち正味支払保険金につきましては、4,246億円となった結果、正味損害率は65.5%となり、前年度に比べて2.8ポイントの上昇となりました。

また、保険引受に係る営業費及び一般管理費につきましては、1,269億円となった結果、正味事業費率は35.5%となり、前年度に比べて0.2ポイントの低下となりました。これらに収入積立保険料、満期返戻金、支払備金繰入額、責任準備金戻入額などを加減した保険引受損益は、前年度に比べて368億円の減少となり、357億円の損失となりました。

保険種目別の概況

火災保険

基幹商品「すまいの総合保険 フルハウス」や「企業総合保険」を中心に、積極的な販売活動を展開いたしました。住宅ローン等に関連する新規契約が減少したことなどから、正味収入保険料は1,043億円となり、前年度に比べて1.6%の減少となりました。一方、正味損害率は56.2%となり、前年度に比べて9.7ポイントの上昇となりました。

海上保険

特約自由方式や自由料率の特色を活かし、お客様の多様なニーズにお応えしたオーダーメイド商品の販売推進などにより、積荷保険において増収いたしました結果、正味収入保険料は192億円となり、前年度に比べて7.0%の増加となりました。一方、正味損害率は43.2%となり、前年度に比べて5.4ポイントの低下となりました。

傷害保険

「傷害総合保険 安心BOX」や「海外旅行保険」などを中心に積極的な販売活動を展開いたしました。積立型契約の販売減少などにより、正味収入保険料は592億円となり、前年度に比べて0.8%の減少となりました。一方、正味損害率は54.1%となり、前年度に比べて6.9ポイントの上昇となりました。

自動車保険

新自動車保険「カーBOX」を中心に積極的な販売活動を展開いたしましたでしたが、車両の小型化による単価の下落などにより、正味収入保険料は3,356億円となり、前年度に比べて0.7%の減少となりました。一方、正味損害率は67.0%となり、前年度に比べて0.9ポイントの上昇となりました。

自動車損害賠償責任保険

販売網の拡充を中心としたシェアアップ策を推進いたしました。正味収入保険料は1,037億円となり、前年度に比べて3.2%の減少となりました。一方、正味損害率は79.2%となり、前年度に比べて3.4ポイントの上昇となりました。

その他

賠償責任保険や建設工事保険などが増収いたしました結果、正味収入保険料の合計額は811億円となり、前年度に比べて2.5%の増加となりました。一方、正味損害率は67.2%となり、前年度に比べて0.3ポイントの上昇となりました。

資産運用の概況

当年度末におきまして、総資産は3兆3,930億円となり、また、運用資産は3兆2,402億円となりました。

資産運用にあたりましては、市場リスクを適切にコントロールしながら、長期的に高い収益を目指す運用を拡大するとともに、投資効率の向上と価格変動リスクの軽減のために、引き続き株式・不動産等の残高圧縮に努めました。また、お客様からお預りした積立保険料の運用におきましては、国債・高格付けの社債及び優良先への貸付金を中心に安定的な収益の獲得と信用リスクの抑制に努めました。その結果、利息及び配当金収入は566億円となり、前年度に比べて54億円の増加となりました。

当社が対処すべき課題

今後のわが国経済は、引き続き緩やかな景気回復が見込まれるものの、その先行きにつきましては予断を許さないものがあります。

損害保険業界におきましては、引き続き競争の激化が進む一方で、保険金のお支払いや保険募集に関する一連の問題に対して再発防止策を徹底し、一日も早く社会からの信頼を回復することが求められております。

当社といたしましては、平成19年3月に受けました金融庁による行政処分を厳粛に受け止め、全ての業務をお客様の視点で見直し、真に信頼される会社を目指して以下

の取り組みを行ってまいります。

まず、経営管理態勢のさらなる改善・強化を図るため、お客様・代理店・社員の声を一元的に管理・分析した上で改善策の検討を本社各部に指示・勧告し、実行を管理することを目的として「品質管理部」を設置し、「品質向上委員会」の機能を移転いたします。また、保険金支払管理態勢の整備に向けて権限と責任を明確にするとともに、改善の速度を加速させるため「保険金適正支払委員会」を改編し、「保険金適正支払会議」を設置いたします。さらに、内部監査の実効性及び深度を確保するため、業務監査部の要員を増強いたします。

保険金支払管理態勢の改善・強化につきましては、「保険金審査会」の審査対象事案を拡大するとともに、審査会内に弁護士や医師が参加する「第三分野審査分科会」及び「一般審査分科会」を新設いたします。また、保険金をお支払いしない事案で、お客様から苦情申立てのあった事案につきましては、全件「保険金審査会」において再審査を行うとともに、保険金をお支払いしない事案に関するお客様からの不服申立てを、社外の弁護士が直接受け付ける「不払い事案不服申立て窓口」を新設いたします。さらに、保険金支払実務に携わる担当者に対し、商品知識のほか事務処理、専門知識等（法令・約款解釈・医療知識・判例動向等）の要素を取り入れた更新制の資格制度を設けます。

契約者保護、契約者利便の改善・強化につきましては、お客様の声（苦情）に対応する際の基本方針（「苦情対応方針」）を策定・公表し、研修を通じて役職員及び代理店に周知徹底いたします。また、苦情発生件数・事例・その改善状況等を当社ホームページにて開示し、毎月内容を更新するとともに、第三分野商品の不適切な不払い事案及び「保険金審査会」において協議された事案についても全件開示いたします。さらに、苦情対応態勢の強化を図るため、「お客様サポート室（お客様相談室より改称）」の要員を増強いたします。

法令等遵守態勢の改善・強化につきましては、各地域本部に本社コンプライアンス部直轄の「地域コンプライアンス室」を設置し、代理店への業務監査機能等を強化するとともに、部支店への改善指示権限を付与いたします。また、社員・代理店に対する教育・研修を一層充実させ、法令等遵守意識の向上に努めてまいります。

当社といたしましては、お客様からの信頼を回復することを最優先課題と位置づけ、上記の取り組みをはじめとして、全ての業務のあり方をお客様の視点に立って見直し、お客様本位の姿勢を再徹底するとともに、問題の再発防止のために経営管理態勢及び内部管理態勢の強化・徹底に努めてまいります。

また、中期経営計画「KAKUSHIN（革新・核心・確信）」の2年度目として、規模の拡大と事業費の改善の実現に向け、引き続き事業構造の抜本的な革新を断行し、あらゆる面でより進化した保険グループとなるよう取り組んでまいります。

全ての事業活動の原点をお客様に置き、コンプライアンスをさらに徹底するとともにリスク管理を強化し、業務品質の向上に努めるなど、企業としての社会的責任を遂行することによって、お客様に選ばれ真に信頼される企業を目指してまいりますので、株主のみなさまには、なお、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

注 本事業報告（以下の諸表を含む）における各計数の表示及び計算は次のとおりであります。

- (1) 保険料等の金額及び株数は記載単位未満を切り捨てて表示し、増減率等の比率は小数点第2位を四捨五入し小数点第1位まで表示しております。
- (2) 正味損害率＝（正味支払保険金＋損害調査費）÷正味収入保険料
- (3) 正味事業費率＝（諸手数料及び集金費＋保険引受に係る営業費及び一般管理費）
÷正味収入保険料

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度(当期)
	百万円	百万円	百万円	百万円
正味収入保険料	728,570	722,858	708,319	703,371
(火災保険)	(113,802)	(109,010)	(106,088)	(104,351)
(海上保険)	(15,880)	(16,722)	(17,990)	(19,241)
(傷害保険)	(64,163)	(61,955)	(59,756)	(59,293)
(自動車保険)	(343,629)	(343,828)	(338,116)	(335,636)
(自動車損害賠償責任保険)	(114,214)	(112,674)	(107,218)	(103,735)
(その他)	(76,880)	(78,665)	(79,148)	(81,112)
利息及び配当金収入	47,118	47,462	51,279	56,693
保険引受利益(又は保険引受損失)	11,744	△35,962	1,108	△35,747
経常利益	45,797	22,534	26,798	24,538
当期純利益	15,885	14,559	13,273	13,425
正味損害率	53.4%	64.5%	62.7%	65.5%
正味事業費率	35.5%	34.4%	35.7%	35.5%
運用資産	3,085,419	3,029,751	3,311,493	3,240,212
総資産	3,258,844	3,202,962	3,477,787	3,393,056
1株当たり当期純利益	19円05銭	17円68銭	16円31銭	16円75銭

注 運用資産は、預貯金、コールローン、買入金銭債権、金銭の信託、有価証券、貸付金、土地及び建物の合計額であります。

(3) 支店等及び代理店の状況

区 分	前 期 末	当 期 末	当期増減(△)
	店	店	店
支 店	60	59	△ 1
支 社	207	189	△ 18
営 業 所	31	27	△ 4
海 外 支 店	-	-	-
海外駐在員事務所	25	25	-
計	323	300	△ 23
代 理 店	37,488	34,920	△2,568
海 外 代 理 店	6	5	△ 1
計	37,494	34,925	△2,569

注 支店には関西本部を含んでおります。

(4) 使用人の状況

区 分	前 期 末	当 期 末	当期増減(△)	当 期 末 現 在		
				平均年齢	平 均 勤 続 年 数	平 均 給 与 月 額
	名	名	名	歳	年	千円
内 務 職 員	8,118	8,456	338	40.1	12.5	468
営 業 職 員	91	75	△16	55.0		

注 1 使用人には、執行役員、休職者等を含んでおりません。

2 平均給与月額は平成19年3月の平均給与月額（時間外手当を含みます。）であり、賞与を含んでおりません。

3 平均年齢及び平均勤続年数は小数点第2位を切り捨てて小数点第1位まで表示しております。

(5) 主要な借入先の状況
該当事項はありません。

(6) 資金調達の状況
該当事項はありません。

(7) 設備投資の状況
イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設 備 投 資 の 総 額	4,294
---------------	-------

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
日本橋ビルの除却（解体）	—

注 日本橋ビルの除却については、日本橋ビルの新築に伴い現建物の解体を行ったものであります。

(8) 重要な親会社及び子会社等の状況（平成19年3月31日現在）

イ 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する 子会社等 の議決権比率	その他
日本興亜生命保険株式会社	東京都中央区	生命保険業	平成8年8月8日	20,000百万円	100.0%	-
そんぼ24損害保険株式会社	東京都豊島区	損害保険業	平成11年12月6日	19,000百万円	100.0%	-
ニッポンインシュアランスカンパニー オブ ヨーロッパ リミテッド	イギリス ロンドン	損害保険業	昭和49年6月10日	15,000千英ポンド (3,475百万円)	100.0%	-
ニッポンコア インシュアランスカンパニー (ヨーロッパ) リミテッド	イギリス ロンドン	損害保険業	昭和52年3月31日	10,000千英ポンド (2,317百万円)	100.0%	-
ニッポンコア インシュアランスカンパニー (アジア) リミテッド	中国 香港	損害保険業	平成3年2月20日	50,000千香港ドル (755百万円)	90.0%	-
ニッポンコア インシュアランスカンパニー オブ アメリカ	アメリカ ニューヨーク	損害保険業	平成13年3月31日	5,000千米ドル (590百万円)	100.0%	-

注 1 本表は重要な子会社等について記載しております。

2 資本金欄の（ ）内に表示した円貨額は、当社の決算日の為替相場による換算額であります。

(9) 事業の譲渡・譲受け等の状況

該当事項はありません。

(10) その他保険会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状態（平成19年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
松澤 建	代表取締役社長 首席執行役員	学校法人青山学院 理事長、 財団法人日本興亜福祉財団 理事長	
篠崎 義明	代表取締役 副社長執行役員 社長補佐 関西本部長		
兵頭 誠	代表取締役 副社長執行役員 社長補佐 物流開発、本店営業第一部、本店営業第二部担当		
石川 達紘	取締役（社外取締役）	弁護士、亜細亜大学教授	
岡部 正彦	取締役（社外取締役）	日本通運株式会社 代表取締役会長	
角川 与宇	取締役 専務執行役員 業務監査、リスク管理、コンプライアンス担当		
岡田 良治	取締役 専務執行役員 人事、医療保険、損害サービス業務、保険金 支払管理、本店損害サービス部担当		
森本 弘義	専務執行役員 関東本部長		
橋本 和生	取締役 専務執行役員 火災新種保険、自動車保険、横浜ベイ サイド支店、本店営業第三部担当		
二宮 雅也	取締役 常務執行役員 経営企画、総務、公務部担当		
木元 修一	常務執行役員 広報部長 広報、保証保険管理室担当		
篠原 哲夫	取締役 常務執行役員 営業推進部長 CR企画、営業企画、営業推進、代理店開発担当		
市橋 良紀	常務執行役員 中部本部長		

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
古川 信一	常務執行役員 北海道本部長		
鈴木 貞三	常務執行役員 首都圏本部長		
渡部 康雄	常務執行役員 自動車営業本部長 (自動車メーカー担当)		
吉森 彰宣	常務執行役員 中国四国本部長		
山田 哲也	常務執行役員 国際、本店営業第四部、本店営業第五部、 貨物営業部、東京業務部担当		
藤井 康秀	常務執行役員 経理、IT企画、情報システム、営業事務企画担当		
橋本 明久	執行役員 水戸支店長		
吉倉 健一	執行役員 東北本部長		
角屋 吉昭	執行役員 九州本部長		
國見 洋	執行役員 マリン業務、再保険、マリン損害サービス、 船舶営業部担当		
杉元 英治	執行役員 関越本部長		
宮坂 寿彦	執行役員 物流開発部長		
月本 吉則	執行役員 千葉支店長		
鋤柄 好利	執行役員 特命担当		
内藤 隆幸	執行役員 資産運用本部長 (CIO)		
山口 雄一	執行役員 損害サービス業務部長		
湯目 和史	執行役員 火災新種保険部長兼医療保険部長		

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
小野田 俊 介	執行役員 本店営業第一部長		
荘 敏 幸	監査役（常勤）		
石 井 憲	監査役（常勤）		
吉 池 正 博	監査役（社外監査役）	太陽生命保険株式会社 代表取締役会長	注1 参照
志 賀 こず江	監査役（社外監査役）	弁護士	
涌 井 洋 治	監査役（社外監査役）	日本たばこ産業株式会社 取締役会長	

注 1 監査役吉池正博氏は、太陽生命保険相互会社（現太陽生命保険株式会社）において、平成3年11月から平成7年6月までの3年8か月間、財務部門（資金証券部、特別勘定運用部）の担当役員を務めており、財務・会計に関する知見を有しております。

2 専務執行役員森本弘義及び常務執行役員古川信一の両氏は、平成19年3月31日をもって辞任いたしました。

また、平成19年4月1日付にて、代表取締役社長首席執行役員松澤建氏は取締役会長に、代表取締役副社長執行役員兵頭誠氏は代表取締役社長首席執行役員に、取締役専務執行役員角川与宇氏は代表取締役副社長執行役員に、執行役員橋本明久氏は常務執行役員に、それぞれ就任いたしました。

(2) 会社役員に対する報酬等

（単位：百万円）

区分	報酬等	定款又は株主総会で定められた報酬限度額
取締役	359 （うち、新株予約権による報酬額：99）	年額 400 上記のほか新株予約権による報酬 年額 200
監査役	70	月額 8
計	429	

注 1 支給人員は、取締役10名及び監査役5名であります。

2 使用人兼務取締役の使用人としての報酬その他の職務遂行の対価はありません。

3 上記には、当年度に係る業績報酬の支払見込額が含まれており、その金額は以下のとおりであります。

33百万円（取締役 33百万円 監査役 一百万円）

なお、社外役員への業績報酬はありません。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼任その他の状況（平成19年3月31日現在）

氏名	兼任その他の状況
石川達紘 (社外取締役)	パイオニア株式会社 取締役 (社外取締役) 特種製紙株式会社 取締役 (社外取締役) 林兼産業株式会社 取締役 (社外取締役) 東鉄工業株式会社 監査役 (社外監査役) セイコーエプソン株式会社 監査役 (社外監査役) 株式会社北海道銀行 監査役 (社外監査役)
岡部正彦 (社外取締役)	日本通運株式会社 代表取締役会長 朝日生命保険相互会社 取締役 (社外取締役) なお、日本通運株式会社は、当社の株主（保有比率4.3%）であり、当社は同社に対する運送委託、寄託等の取引を行っております。
吉池正博 (社外監査役)	太陽生命保険株式会社 代表取締役会長 株式会社小松製作所 監査役 (社外監査役) なお、太陽生命保険株式会社は、当社の株主（保有比率2.2%）であり、当社は同社に対して損害保険募集の代理を委託する等の取引を行っております。
志賀こず江 (社外監査役)	カブドットコム証券株式会社 取締役 (社外取締役)

(2) 社外役員の主な活動状況

当社におきましては、「1 保険会社の現況に関する事項」中「(1) 事業の経過及び成果等」に記載しておりますとおり、当社において発生した一部のお客様に対する費用保険金等の付随的な保険金の支払漏れ（本件に関しまして、平成17年11月、金融庁より、保険業法第132条第1項の規定に基づく業務改善命令を受けております。）、第三分野商品における保険金の不適切な不払い（本件に関しまして、平成19年3月、金融庁より、保険業法第132条第1項の規定に基づく業務の一部停止命令及び業務改善命令を受けております。）及び火災保険の募集における構造級別等の適用誤りの発生につきまして、その再発防止策を最優先課題として取り組んでおります。

これらの事実への対応といたしまして、まず、全社を挙げて実態調査を実施の上、その結果を取締役に報告し、次いで、経営管理態勢及び内部管理態勢の整備を中心とする再発防止策を策定し、取締役会決議によって決定しております。また、これらの事実に係る業務監査等の実施状況を取締役に報告しております。さらに、監査役会におきましては、その経緯・対策について適時・適切な報告がされております。

以上の対応に係る取締役会等における発言状況を含めた社外役員各位の活動状況は以下のとおりであります。

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
石川達紘 (社外取締役)	4年 9か月	取締役会 27回中17回	取締役会における審議・報告に際して、法律家としてのみならず、検察組織の幹部及び多数の会社の社外役員としてのご経験・ご識見に基づき、上記事実の再発防止策として、募集文書や契約書等は、もっと見やすくわかりやすいものにすべきではないか、とのご意見や、リスク管理、コンプライアンス等多岐にわたる事項における有益なご指摘・ご発言をいただき、上記事実の実態解明・再発防止を始めとする当社の業務執行の適正化に大きく寄与されております。 また、取締役会の席上以外でも、適時、代表取締役等に有益な意見具申をされております。
岡部正彦 (社外取締役)	2年 9か月	取締役会 27回中17回	取締役会における審議・報告に際して、他業態の有力企業の経営者としてのご経験・ご識見に基づき、上記事実に関し、全容解明と再発防止策の策定を急ぎ、業界全体の信頼回復を図る必要があるのではないかとのご意見を述べられるなど、有益なご指摘・ご発言をいただき、上記事実の実態解明・再発防止を始めとする当社の業務執行の適正化に大きく寄与されております。 また、取締役会の席上以外でも、適時、代表取締役等に有益な意見具申をされております。
吉池正博 (社外監査役)	2年 9か月	取締役会 27回中23回 監査役会 16回中16回	取締役会・監査役会における審議・報告に際して、他の有力企業の経営者としてのご経験・ご識見に基づき、上記事実の再発防止に向けて、外部の識者の意見がより一層取り入れられるような仕組みを作ってはどうか、とのご意見を述べられるなど、有益なご指摘・ご発言をいただき、上記事実の実態解明・再発防止を始めとする当社の業務執行の適正化に大きく寄与されております。 また、取締役会・監査役会の席上以外でも、適時、代表取締役・業務担当役員との意見交換の場において有益な意見具申をされております。
志賀こず江 (社外監査役)	2年 9か月	取締役会 27回中26回 監査役会 16回中16回	取締役会・監査役会における審議・報告に際して、法律家としてのご経験・ご識見に基づき、お客様が契約内容を十分理解された上で契約される態勢を作るためには、従業員・代理店教育を強化することが不可欠ではないかとのご意見を述べられるなど、有益なご指摘・ご発言をいただき、上記事実の実態解明・再発防止を始めとする当社の業務執行の適正化に大きく寄与されております。 また、取締役会・監査役会の席上以外でも、適時、代表取締役・業務担当役員との意見交換の場において有益な意見具申をされております。

氏 名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
涌井洋治 (社外監査役)	9か月	取締役会 21回中17回 監査役会 11回中11回	取締役会・監査役会における審議・報告に際して、旧大蔵省幹部及び他業態の有力企業の経営者としてのご経験・ご意見に基づき、上記事実の再発防止の観点から、保険商品のあり方や業務のあり方を抜本的に見直す必要があるのではないか、とのご意見を述べられるなど、有益なご指摘・ご発言をいただき、上記事実の実態解明・再発防止を始めとする当社の業務執行の適正化に大きく寄与されております。 また、取締役会・監査役会の席上以外でも、適時、代表取締役・業務担当役員との意見交換の場において有益な意見具申をされております。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
石川達紘 (社外取締役) 岡部正彦 (社外取締役) 吉池正博 (社外監査役) 志賀こず江 (社外監査役) 涌井洋治 (社外監査役)	左記社外役員5氏との間で、以下の内容にて責任限定契約を締結しております。 社外取締役(社外監査役)として、その任務を怠り、これにより会社に損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、10,000,000円又は会社法に定める最低責任限度額のいずれか高い額を上限として会社に対する損害賠償責任を負担するものとし、その負担額を超える部分については、会社は当然に免責する。 なお、社外取締役については、本契約締結後も社外取締役としての善管注意義務を尽くし誠実にその職務を遂行する旨を、社外監査役については、本契約締結後も公正中立の立場から社外監査役としての義務を尽くし誠実にその職務を遂行する旨を、それぞれ各氏との契約に明記しております。

(4) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	保険会社から受けている報酬等	保険会社の親会社等から受けている報酬等
報酬等合計	取締役 18 (うち、新株予約権による報酬額： 3) 監査役 22 合計 40 (うち、新株予約権による報酬額： 3)	—

(5) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 株式に関する事項（平成19年3月31日現在）

(1) 株式数

発行可能株式総数 1,500,000千株

発行済株式の総数 826,743千株

注 平成19年3月29日に自己株式を消却した結果、発行済株式の総数が前期末より7,000千株減少いたしました。

(2) 当年度末株主数 18,176名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
	千株	%
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー	122,187	14.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	48,545	5.9
ザチェースマンハッタンバンクエヌエイロンドン	44,042	5.3
日本通運株式会社	35,560	4.3
メロンバンクトリーティアクライアーツオムニバス	29,426	3.6
株式会社常陽銀行	24,990	3.0
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	19,295	2.3
太陽生命保険株式会社	18,203	2.2
株式会社千葉銀行	16,981	2.1
内外汽船株式会社	16,800	2.0

注 当社は、自己株式30,555千株を保有しておりますが、当該株式には議決権がないため上記大株主から除いております。

5 新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において保険会社の役員が有している当該保険会社の新株予約権等
2007年3月発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数
取締役 (社外役員を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権の数 102個 ・新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式 ・新株予約権の目的となる株式の数 102,000株（新株予約権1個につき1,000株） 割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。 ただし、この調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率 また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。 ・新株予約権の発行価額 1株当たり 934円 ・新株予約権の行使価額 1株当たり 1円 ・新株予約権の行使期間 平成19年3月28日から平成39年3月27日まで ・新株予約権の行使の条件 ①新株予約権者が当社の取締役（将来委員会設置会社に移行した場合における執行役を含みます。）及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」といいます。）から起算して10日以内（かつ、平成39年3月27日まで）に限り新株予約権を行使できるものとします。 ただし、新株予約権者の死亡により権利行使開始日を迎えたときは、権利行使開始日から起算して6か月以内（かつ、平成39年3月27日まで）に限り、その相続人が新株予約権を行使できるものとします。これらの場合、平成19年3月以降に割当てられた同種の新株予約権については、新株予約権者又はその相続人が保有する全ての新株予約権の全個数を1回限り行使できるものとし、その一部のみを行使することはできないものとします。 なお、新株予約権者又はその相続人が上記の新株予約権を行使できる期間中に新株予約権を行使しなかった場合もしくは平成39年3月27日までに権利行使開始日を迎えない場合は、当該新株予約権を行使できないものとし、会社法第287条により当該新株予約権は消滅します。 ②その他の条件については、当社と対象取締役及び執行役員との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとします。 ・新株予約権の譲渡に関する事項 新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとします。 	8名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数
社外取締役	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権の数 4個 ・新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式 ・新株予約権の目的となる株式の数 4,000株（新株予約権1個につき1,000株） 割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。 ただし、この調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率 また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。 ・新株予約権の発行価額 同上 ・新株予約権の行使価額 同上 ・新株予約権の行使期間 同上 ・新株予約権の行使の条件 同上 ・新株予約権の譲渡に関する事項 同上 	2名
監査役	—	—

2006年3月発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数
取締役 （社外役員を除く。）	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権の数 134個 ・新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式 ・新株予約権の目的となる株式の数 134,000株（新株予約権1個につき1,000株） 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。 ただし、この調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。 $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$ また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとします。 ・新株予約権の発行価額 無償 ・新株予約権の行使価額 1株当たり 1円 ・新株予約権の行使期間 平成19年3月16日から平成37年6月29日まで ・新株予約権の行使の条件 <ul style="list-style-type: none"> ①新株予約権者は、当社の取締役（将来委員会設置会社に移行した場合における執行役を含みます。）及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日（以下「権利行使開始日」といいます。）から、同じく7年を経過する日又は平成37年6月29日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとします。 ②前記①にかかわらず、平成36年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成36年7月1日以降新株予約権を行使できるものとします。 ③各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとします。 ④その他の条件については、当社と対象取締役及び執行役員との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとします。 ・新株予約権の譲渡に関する事項 新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとします。 	8名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数
社外取締役	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権の数 4個 ・新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式 ・新株予約権の目的となる株式の数 4,000株（新株予約権1個につき1,000株） 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。 ただし、この調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率 また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとします。 ・新株予約権の発行価額 同上 ・新株予約権の行使価額 同上 ・新株予約権の行使期間 同上 ・新株予約権の行使の条件 同上 ・新株予約権の譲渡に関する事項 同上 	2名
監査役	—	—

2005年3月発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数
取締役 （社外役員を除く。）	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権の数 130個 ・新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式 ・新株予約権の目的となる株式の数 130,000株（新株予約権1個につき1,000株） 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。 ただし、この調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。 $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$ また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとします。 ・新株予約権の発行価額 無償 ・新株予約権の行使価額 1株当たり 1円 ・新株予約権の行使期間 平成18年3月16日から平成36年6月29日まで ・新株予約権の行使の条件 <ul style="list-style-type: none"> ①新株予約権者は、当社の取締役（将来委員会設置会社に移行した場合における執行役を含みます。）及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日（以下「権利行使開始日」といいます。）から、同じく7年を経過する日又は平成36年6月29日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとします。 ②前記①にかかわらず、平成35年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成35年7月1日以降新株予約権を行使できるものとします。 ③各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとします。 ④その他の条件については、当社と対象取締役及び執行役員との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとします。 ・新株予約権の譲渡に関する事項 新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとします。 	8名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数
社外取締役	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権の数 4個 ・新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式 ・新株予約権の目的となる株式の数 4,000株（新株予約権1個につき1,000株） 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。 ただし、この調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率 また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとします。 ・新株予約権の発行価額 同上 ・新株予約権の行使価額 同上 ・新株予約権の行使期間 同上 ・新株予約権の行使の条件 同上 ・新株予約権の譲渡に関する事項 同上 	2名
監査役	—	—

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当該保険会社の新株予約権等
2007年3月発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を交付した者の数
使用人	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権の数 182個 ・新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式 ・新株予約権の目的となる株式の数 182,000株（新株予約権1個につき1,000株） 割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。 ただし、この調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。 $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$ また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。 ・新株予約権の発行価額 1株当たり 934円 ・新株予約権の行使価額 1株当たり 1円 ・新株予約権の行使期間 平成19年3月28日から平成39年3月27日まで ・新株予約権の行使の条件 ①新株予約権者が当社の取締役（将来委員会設置会社に移行した場合における執行役を含みます。）及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」といいます。）から起算して10日以内（かつ、平成39年3月27日まで）に限り新株予約権を行使できるものとします。 ただし、新株予約権者の死亡により権利行使開始日を迎えたときは、権利行使開始日から起算して6か月以内（かつ、平成39年3月27日まで）に限り、その相続人が新株予約権を行使できるものとします。これらの場合、平成19年3月以降に割当てられた同種の新株予約権については、新株予約権者又はその相続人が保有する全ての新株予約権の全個数を1回限り行使できるものとし、その一部のみを行使することはできないものとします。 なお、新株予約権者又はその相続人が上記の新株予約権を行使できる期間中に新株予約権を行使しなかった場合もしくは平成39年3月27日までに権利行使開始日を迎えなかった場合は、当該新株予約権を行使できないものとし、会社法第287条により当該新株予約権は消滅します。 ②その他の条件については、当社と対象取締役及び執行役員との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとします。 ・新株予約権の譲渡に関する事項 新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとします。 <p>注 上記は当社の執行役員に付与したものであります。</p>	21名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を交付した者の数
子法人等の役員及び使用人	—	—

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
中央青山監査法人 (現みずほ監査法人)	—	当社の会計監査人でありました中央青山監査法人は、金融庁より平成18年5月10日付で、平成18年7月1日から平成18年8月31日までの2か月間の業務一部停止処分を受けました。これにより、会計監査人の資格を失い平成18年7月1日に退任しました。
あらた監査法人	46百万円	当社は、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である、システムリスク管理態勢に関するアドバイザー・サービス業務を委託し対価を支払っております。

- 注 1 平成18年7月7日開催の当社監査役会において、あらた監査法人を一時的会計監査人として選任いたしております。
- 2 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、その合計額を記載しております。
- 3 当社及び子法人等が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は60百万円でありませぬ。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が公認会計士法等の法令に違反するなど当社の会計監査人として相応しくないと判断されるときは、監査役会の同意又は請求により、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

ロ 保険会社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）が、保険会社の重要な子法人等の計算関係

書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は証券取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）をしているときは、その事実

当社の重要な子法人等であるニッポン インシュアランス カンパニー オブ ヨーロッパ リミテッド、ニッポンウア インシュアランス カンパニー(ヨーロッパ)リミテッド、ニッポンウア インシュアランス カンパニー(アジア)リミテッド及びニッポンウア インシュアランス カンパニー オブ アメリカは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、会社業務の適正を確保するための体制の整備に係る基本方針を定めております。

(1) 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

情報保存管理規程に基づいて、取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報（文書又は電磁的記録を指す。）については、情報保管統括責任者（総務担当役員）の統括の下で、保管部署及び保管責任者を定め、法定保存期間等を勘案して会社が定める期間、速やかに閲覧が可能な状態で保存・管理を行う。なお、その主要なものの保管状況については、毎年定期的に、保管責任者から情報保管統括責任者に対する報告を行う。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理基本規程に基づいて、事業運営上の管理すべきリスクを保険引受リスク、資産運用リスク、システムリスク、事務リスク、国内関連事業リスク、海外事業リスク、非常災害リスク及び評判リスクの8つに分類し、まず、各々のリスクにかかわる管理規程を整備した上で、業務を所管する部門において、その把握・分析・評価及び管理を行う。さらに、リスク管理委員会において、各部門単位のリスク管理状況を組織横断的かつ総合的に管理する。この重層的な管理手法を通じて、より経営判断に直結したリスク管理体制の整備とリスク管理の強化を進める。このような管理の仕組みを「総合的リスク管理」と位置づける。

一方、DFA（Dynamic Financial Analysis）モデル*を利用したリスクの計量化や

自然災害等の具体的なストレス事象を想定したストレステストを実施し、収益性分析手法の高度化と併せて、会社経営の健全性の確保と経営資源の効果的・効率的な配分に資する「統合リスク管理」を推進する。

以上のようなリスク管理の運営・推進状況は、逐次、取締役会及び経営会議に報告する。

*DFAモデル：会社全体のリスクとリターンの動的な関係を最適化することを目的に、幾通りもの経済シナリオに基づいた損益シミュレーションを繰り返し実施するモデル。

- (3) 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
迅速な意思決定と効率的な業務執行のため、取締役会の監督と執行役員による業務執行を分離する執行役員制度を採用している。

取締役会は、社外取締役（現在2名）を含めた取締役を10名前後と活発な討議を行うのに適した人数とし、原則として月2回と開催頻度を高めて迅速な意思決定を実現する。

業務の執行は、業務分掌規程によって組織の設置、組織の業務分掌及び決裁権限を定め、組織には所属長を置いて、当該組織を担当する執行役員の指揮監督の下、これを遂行する。また、業務の執行に関する重要事項を協議することを目的として、首席執行役員、業務担当役員及び常勤の取締役等を構成員とする経営会議を設置し、原則として週1回開催することにより、会社の基本方針に合致した効率的な業務執行に資する。

さらに、組織横断的な協議機関として戦略会議、本部長会議及びその他の委員会等を設置し、関係する執行役員や所属長等が参加し、会社が直面している課題や問題点について、スピード感を持って解決策を検討する。

経営計画については、会社の課題・問題点や今後の環境変化予測等を踏まえた中期経営計画を策定し、これに基づく年次計画・施策を定め、全社に周知徹底することにより会社の基本方針に沿った効率的な業務遂行を行う。

- (4) 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス（法令等遵守）重視の企業風土を醸成し、適正な業務運営を徹底するため、法令等遵守規程に当社のコンプライアンスに関する基本方針、行動基準、推進体制等を定め、同規程に基づき次のような態勢を整える。

組織面では、全社的なコンプライアンス推進のための組織横断的協議機関であるコンプライアンス委員会を設置し、また、コンプライアンス推進を統括する部署としてコンプライアンス部を設置するとともに、同部所属のコンプライアンス・オフィサーを各本部に配置し推進体制を整備する。

コンプライアンスの推進は、毎年、コンプライアンス・プログラムを策定し、役職員のコンプライアンス研修を実施し、保険業務に関連する法令、社内ルール等の遵守に対する理解を深めるとともに、苦情・検査・点検等により発見した問題の是正や再発防止への取組を推進する。

また、遵守すべき法令・社内規程、苦情対応、不適正行為発見時の対処方法等を解説するコンプライアンス・マニュアルを全役職員へ配付し、適正な業務遂行のための手引書とする。

不適正行為発生時の対応としては、役職員に不適正行為を発見した場合の報告義務を課し、報告システムによる報告を徹底する他、この報告が難しい場合に匿名による報告を受け付ける窓口を、特定の第三者機関に設置し「内部通報ホットライン制度」として運営する。発生した不適正行為に対しては社内規程に従い適切に対応し、不適正行為を行った役職員及びその管理監督者には、就業規則・執行役員懲戒規程等に基づき所定の基準によって厳正かつ公平に処分を実施する。

なお、法令等遵守規程における基本方針に「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対し、断固とした姿勢で臨む。」と定め、反社会的勢力に対しては、弁護士、警察等とも連携し組織的に対応する。

以上の運営状況を含め、コンプライアンス推進状況は、定期的に取り締り会及び経営会議に報告する。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合していることについて、社外取締役を構成員に含む取締役会において監督するとともに監査役の監査を受ける。

(5) 内部監査体制

内部監査部門として、他の各部門から独立した組織である業務監査部を設置し、内部監査を実施する。

業務監査部が実施する内部監査（業務監査）は、「会社の全業務に係る法令及び社内規程等の遵守状況並びにリスク管理状況等内部管理態勢全般について、その適切性及び有効性を検証・評価することにより、業務の健全かつ適正な運営を確保する」ことを目的とする。

内部監査は、営業部門・損害サービス部門・資産運用部門・本社部門を対象に、法令等遵守状況、保険募集管理態勢、リスク管理態勢に重点をおいた監査及び保有資産の健全性を確保するための資産自己査定に対する監査を実施する。監査の結果については被監査部門に対して報告するとともに、フォローアップ監査を実施し実効性の確保に努める。また、監査結果については逐次、取締役会及び経営会議に報告する。

このほか、営業部門及び損害サービス部門の事務品質の向上と内務事務に起因する不適正行為の発生リスクを低減させることを目的として、各部署において業務自主点検を実施するとともに、コンプライアンス部が事務検査を実施する。

(6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ会社共通の経営理念、行動指針に基づき、グループ全体として、またグループ会社それぞれが、企業価値の向上をめざした適正な業務運営を確保する。

当社においては、各子会社に対し株主権を適切に行使することに加え、国内保険子会社、国内のその他の子会社及び海外の子会社に対する経営管理規程をそれぞれ定め、各子会社の経営計画・重要な業務執行の事前協議や、各子会社からの財務内容・業務遂行状況等の適切な報告、各子会社を所管する部門やコンプライアンス・リスク管理に係る統括部門の適切な指導・管理などを通じて、子会社の経営管理を行う。各子会社を所管する部門の管理の実効性を確保するため、必要に応じ、当該部門の所属長等が各子会社の非常勤取締役等を兼任する。

また、当社の内部監査部門による法令等に抵触しない範囲での直接監査や、子会社の内部監査部門等からの報告などを通じて、子会社の業務の適正性を確認する。海外子会社については、現地法制への適合を確保するため、現地の監査法人等による外部監査を実施し、その結果の報告を受ける。

(7) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役に専属の事務局を設け、その職務に専念する使用人を1名以上配置する。

② 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役事務局に配置された使用人は監査役の指揮命令下で職務を遂行する。また、その異動・考課等、人事に関する事項は、監査役と協議の上でこれを行う。

③ 取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役、執行役員及び使用人は、法令に定められた事項のほか、取締役会及び経営会議への付議事項、内部通報ホットライン制度による通報の状況、コンプライアンスの状況、リスク及びリスク管理の状況並びに内部監査部門が行う内部監査の結果について、監査役に報告する。

また、監査役が、取締役会のみならず、経営会議、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会及びその他監査役が必要であると判断する社内の会議・委員会に出席する機会を確保する。

④ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役と監査役、執行役員と監査役、会計監査人、内部監査部門及び監査役の三者、子会社・関連会社の代表者と当社監査役、子会社・関連会社の監査役と当社監査役等の定例的会合を実施する。

9 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

10 その他

該当事項はありません。

平成18年度 (平成19年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	98,212	保険契約準備金	2,386,297
現金	145	支払準備金	267,854
預貯金	98,067	責任準備金	2,118,442
一 口 一	44,000	そ の 他 負 債	71,268
買入金債権	28,102	共同保険借	1,375
金 銭 の 信 託	52,936	再 保 險 借	27,150
有 価 証 券	2,656,241	外 国 再 保 險 借	2,204
国 債 債	593,536	借 入 金	2,098
地 方 債 債	79,815	未 払 法 人 税 等	6,931
社 債 債	397,537	預 り 金	2,032
株 式 債	1,157,997	前 受 収 益	1,279
外 国 証 券	403,667	未 払 金	17,779
そ の 他 の 証 券	23,686	仮 受 金	9,348
貸 付 金	239,400	金 融 派 生 商 品	1,067
保 險 約 款 貸 付	7,656	そ の 他 の 負 債	0
一 般 貸 付	231,743	退 職 給 付 引 当 金	38,368
有 形 固 定 資 産	129,841	賞 与 引 当 金	6,085
土 地	69,383	役 員 賞 与 引 当 金	33
建 設 仮 勘 定	52,081	特 別 法 上 の 準 備 金	18,040
建 設 仮 勘 定	5	価 格 変 動 準 備 金	18,040
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	8,369	繰 延 税 金 負 債	111,679
無 形 固 定 資 産	1,216	負 債 の 部 合 計	2,631,773
そ の 他 資 産	154,596	(純資産の部)	
未 収 保 險 料	369	資 本	91,249
代 理 店 貸 貸	26,447	資 本 剰 余 金	46,702
外 国 代 理 店 貸 貸	6,307	資 本 準 備 金	46,702
共 同 保 險 貸 貸	3,036	利 益 剰 余 金	171,598
再 保 險 貸 貸	29,358	利 益 準 備 金	34,347
外 国 再 保 險 貸 貸	5,849	そ の 他 利 益 剰 余 金	137,251
未 収 収 益	11,375	(配当引当積立金)	(34,385)
未 収 収 益	5,903	(異常損失準備金)	(54,000)
預 託 金	7,535	(海外投資等損失準備金)	(0)
地 震 保 險 預 託 金	39,211	(特別償却準備金)	(8)
仮 払 金	16,497	(圧縮記帳積立金)	(3,119)
先 物 取 引 差 入 証 拠 金	1,312	(別 途 積 立 金)	(25,962)
金 融 派 生 商 品	694	(繰越利益剰余金)	(19,776)
そ の 他 の 資 産	697	自 己 株 式	△23,318
貸 倒 引 当 金	△2,907	株 主 資 本 合 計	286,231
投 資 損 失 引 当 金	△8,583	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	474,695
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	87
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	474,782
		新 株 予 約 権	268
		純 資 産 の 部 合 計	761,282
資 産 の 部 合 計	3,393,056	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	3,393,056

- 注 1 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。
- (1) 満期保有目的の債券の評価は償却原価法によっております。
 - (2) 子法人等株式及び関連法人等株式の評価は移動平均法に基づく原価法によっております。
 - (3) その他有価証券のうち時価のあるものの評価は期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価の算定は移動平均法によっております。
 - (4) その他有価証券のうち時価のないものの評価は移動平均法に基づく原価法又は償却原価法によっております。
- 2 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は時価法によっております。
- 3 デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
- 4 有形固定資産の減価償却は定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については定額法によっております。
- 5 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。
- 今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力等を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。
- 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等を債権額に乗じた額を引き当てております。
- また、すべての債権は資産の自己査定基準に基づき、それぞれの資産の所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部門が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- 6 投資損失引当金は、有価証券等について将来発生する可能性のある損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、必要と認められる額を引き当てております。
- 7 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理しております。
- 上記のほか、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額1,857百万円を退職給付引当金に含めて計上しております。
- 8 賞与引当金は、従業員の賞与に充てるため、期末における支給見込額を基準に計上しております。

- 9 役員賞与引当金は、役員の賞与に充てるため、期末における支給見込額を基準に計上しております。
- 10 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。
- 11 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- 12 ヘッジ会計の方法は、金利変動に伴う貸付金及び債券のキャッシュ・フロー変動リスク並びに「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第26号。以下、「業種別監査委員会報告第26号」という。）に基づく長期の保険契約等に係る金利変動リスクをヘッジする目的で実施する金利スワップ取引については原則として繰延ヘッジ処理により、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理によっております。

また、為替変動に伴う外貨建資産の為替変動リスクをヘッジする目的で実施する為替予約取引及び通貨オプション取引については原則として時価ヘッジ処理により、振当処理の要件を満たしている場合には振当処理によっております。

ヘッジの有効性については、原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間におけるヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判定しております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性があることが明らかな場合には、ヘッジの有効性の判定を省略しております。

なお、業種別監査委員会報告第26号に基づくヘッジの有効性は、残存期間ごとにグルーピングしているヘッジ対象となる保険負債とヘッジ手段である金利スワップ取引の双方の理論価格の算定に影響を与える金利の状況を検証することにより判定しております。

- 13 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。

なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っております。

- 14 消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、国債及び外国証券に合計68,277百万円含まれております。
- 15(1) 貸付金のうち、破綻先債権額は501百万円、延滞債権額は1,923百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

(2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は158百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は374百万円であります。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

(4) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額の合計額は2,958百万円であります。

16 有形固定資産の減価償却累計額は138,271百万円、圧縮記帳額は19,981百万円であります。

17 関係会社に対する金銭債権総額は2,818百万円、金銭債務総額は449百万円であります。

18 繰延税金資産の総額は169,971百万円、繰延税金負債の総額は264,846百万円であります。

なお、評価性引当額として16,804百万円を繰延税金資産の総額から控除しております。

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、責任準備金93,835百万円、支払備金14,478百万円、退職給付引当金13,851百万円、ソフトウェア11,656百万円及び有価証券評価損10,088百万円であります。

繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、その他有価証券に係る評価差額金263,029百万円であります。

19 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、電子計算機等の一部についてはリース契約により使用しているものがあります。

20 関係会社株式の額は62,758百万円であります。

21 担保に供している資産は、現金及び預貯金56百万円、有価証券5,800百万円並びに有形固定資産4,955百万円であります。また、担保付き債務は借入金2,098百万円であります。

22 支払備金の内訳は次のとおりであります。

支払備金（出再支払備金控除前、ロに掲げる保険を除く）	270,596百万円
同上に係る出再支払備金	30,404百万円
差引（イ）	240,192百万円
地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る支払備金（ロ）	27,662百万円
計（イ＋ロ）	267,854百万円

23 責任準備金の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金（出再責任準備金控除前）	547,338百万円
同上に係る出再責任準備金	15,217百万円
差引（イ）	532,121百万円
その他の責任準備金（ロ）	1,586,321百万円
計（イ＋ロ）	2,118,442百万円

24 1株当たり純資産額は955円82銭であります。

算定上の基礎である純資産の部の合計は761,282百万円、純資産の部の合計から控除する金額は新株予約権268百万円、普通株式に係る期末の純資産額は761,013百万円、普通株式の期末発行済株式数は796,188千株であります。

25 退職給付に関する事項は次のとおりであります。

(1) 退職給付債務及びその内訳

退職給付債務	△136,292百万円
年金資産	97,126百万円
<hr/>	
未積立退職給付債務	△39,166百万円
未認識過去勤務債務	△3,716百万円
未認識数理計算上の差異	6,371百万円
<hr/>	
退職給付引当金	△36,511百万円

(2) 退職給付債務等の計算基礎

退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準・ポイント基準
割引率	1.8%
期待運用収益率	
適格年金資産	2.0%
企業年金基金資産	2.0%
退職給付信託	0.0%
過去勤務債務の額の処理年数	10年
数理計算上の差異の処理年数	10年

26 当期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

これまでの資本の部の合計に相当する金額は760,926百万円であります。

なお、当期における貸借対照表の純資産の部については、保険業法施行規則の改正に伴い、改正後の保険業法施行規則により作成しております。

27 当期から会社計算規則の施行及び保険業法施行規則の改正により貸借対照表の様式を改訂いたしました。その主な内容は以下のとおりであります。

(1) 従来「不動産及び動産」と掲記されていたものを「有形固定資産」、「動産」と掲記されていたものを「その他の有形固定資産」として表示しております。

(2) 従来「預託金」に含めていた借地権等を「無形固定資産」として表示しております。

(3) 従来「価格変動準備金」を「特別法上の準備金」の内訳として表示しております。

28 子法人等及び関連法人等の定義は、保険業法施行令（平成7年政令第425号）第2条の3に基づいております。

29 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

注 1 関係会社との取引による収益総額は4,745百万円、費用総額は26,446百万円であります。

2 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

収入保険料	830,765百万円
支払再保険料	127,394百万円
差引	703,371百万円

3 正味支払保険料の内訳は次のとおりであります。

支払保険金	514,932百万円
回収再保険金	90,311百万円
差引	424,621百万円

4 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。

支払諸手数料及び集金費	129,525百万円
出再保険手数料	7,091百万円
差引	122,434百万円

5 支払備金繰入額（△は支払備金戻入額）の内訳は次のとおりであります。

支払備金繰入額（出再支払備金控除前、ロに掲げる保険を除く）	41,551百万円
同上に係る出再支払備金繰入額	16,295百万円
差引（イ）	25,255百万円
地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る支払備金繰入額（ロ）	△599百万円
計（イ＋ロ）	24,656百万円

6 責任準備金繰入額（△は責任準備金戻入額）の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金繰入額（出再責任準備金控除前）	8,311百万円
同上に係る出再責任準備金繰入額	△513百万円
差引（イ）	8,825百万円
その他の責任準備金繰入額（ロ）	△76,163百万円
計（イ＋ロ）	△67,338百万円

7 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

預貯金利息	297百万円
コールローン利息	42百万円
買現先勘定利息	8百万円
買入金銭債権利息	375百万円
有価証券利息・配当金	48,141百万円
貸付金利息	5,253百万円
不動産賃貸料	1,833百万円
その他利息・配当金	740百万円
計	56,693百万円

8 金銭の信託運用益及び金銭の信託運用損中の評価損益の合計額は1,251百万円の損であります。また、金融派生商品費用中の評価損益は1,682百万円の益であります。

9 1株当たり当期純利益は16円75銭、潜在株式調整後1株当たり当期純利益は16円74銭であります。

算定上の基礎である当期純利益は13,425百万円、普通株式に係る当期純利益は13,425百万円、普通株式の期中平均株式数は801,202千株、潜在株式調整による普通株式増加数は737千株であります。なお、普通株主に帰属しない金額、当期純利益調整額はありません。

10 損害調査費並びに営業費及び一般管理費として計上した退職給付費用は8,005百万円であり、その内訳は次のとおりであります。

勤務費用	5,046百万円
利息費用	2,413百万円
期待運用収益	△1,228百万円
過去勤務債務の費用処理額	△932百万円
数理計算上の差異の費用処理額	2,706百万円
計	8,005百万円

11 当期における法定実効税率は36.10%、税効果会計適用後の法人税等の負担率は32.13%であり、この差異の主な内訳は、受取配当等の益金不算入額△12.02%、評価性引当額5.40%、交際費等の損金不算入額2.68%であります。

12 減損損失に関する事項は次のとおりであります。

保険事業等の用に供している資産は全体で1つの資産グループとし、投資用不動産及び遊休不動産は個別の物件毎にグルーピングしております。

地価の下落等により、当期において、収益性が著しく低下した以下の物件の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（396百万円）として特別損失に計上しております。

(単位：百万円)

用 途	種 類	場 所	減 損 損 失		
			土 地	建 物	計
投資用不動産	土地及び建物	市原市等全4箇所	107	58	165
遊休不動産	土地及び建物	鎌ヶ谷市等全4箇所	186	43	230
計			293	102	396

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定士による鑑定評価額等により算定しております。

13 関連当事者との取引は次のとおりであります。

役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

属性	氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	松澤 建	(被所有) 直接 0.0%	当社代表取締役社長 財団法人日本興亜福 祉財団理事長	財団法人日本 興亜福祉財団 への寄附	45	—	—

14 当期より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号)を適用しております。この結果、従来の方法による場合と比較して、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ33百万円減少しております。

15 当期より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号)を適用しております。この結果、従来の方法による場合と比較して、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ268百万円減少しております。

16 当期から会社計算規則の施行及び保険業法施行規則の改正により損益計算書の様式を改訂いたしました。その主な内容は以下のとおりであります。

(1) 従来「不動産動産処分益」及び「不動産動産処分損」と掲記されていたものを「固定資産処分益」及び「固定資産処分損」として表示しております。

(2) 従来「価格変動準備金繰入額」を「特別法上の準備金繰入額」の内訳として表示しております。

17 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

平成18年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）株主資本等変動計算書

	株 主 資 本											自己株式	株主資本 合 計
	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金									
	資本金	資本準備金	その 他 資本剰余金	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金				剰 余 金				
				配当引当 積立金	異常損失 準備金	海外投資等 損失準備金	特別償却 準備金	圧縮記帳 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金			
前事業年度末残高	91,249	46,702	3	33,047	34,385	54,000	0	61	2,276	21,962	23,898	△21,616	285,968
当事業年度変動額													
利益準備金の積立(注)				1,300							△1,300		-
海外投資等損失準備金の取崩(注)							△0				0		-
特別償却準備金の取崩(注)								△26			26		-
圧縮記帳積立金の積立(注)									408		△408		-
圧縮記帳積立金の取崩(注)									△44		44		-
別途積立金の積立(注)										4,000	△4,000		-
剰余金の配当(注)											△6,023		△6,023
役員賞与(注)											△47		△47
海外投資等損失準備金の取崩							△0				0		-
特別償却準備金の取崩								△26			26		-
圧縮記帳積立金の積立									541		△541		-
圧縮記帳積立金の取崩									△62		62		-
当期純利益											13,425		13,425
自己株式の取得												△7,092	△7,092
自己株式の消却			△5,342									5,342	-
自己株式の処分			△46									48	1
負のその他資本剰余金の振替			5,386								△5,386		-
株主資本以外の項目の 当事業年度変動額(純額)													
当事業年度変動額合計	-	-	△3	1,300	-	-	△0	△53	843	4,000	△4,121	△1,702	262
当事業年度末残高	91,249	46,702	-	34,347	34,385	54,000	0	8	3,119	25,962	19,776	△23,318	286,231

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
前事業年度末残高	503,382	-	503,382	-	789,351
当事業年度変動額					
利益準備金の積立(注)					-
海外投資等損失準備金の取崩(注)					-
特別償却準備金の取崩(注)					-
圧縮記帳積立金の積立(注)					-
圧縮記帳積立金の取崩(注)					-
別途積立金の積立(注)					-
剰余金の配当(注)					△6,023
役員賞与(注)					△47
海外投資等損失準備金の取崩					-
特別償却準備金の取崩					-
圧縮記帳積立金の積立					-
圧縮記帳積立金の取崩					-
当期純利益					13,425
自己株式の取得					△7,092
自己株式の消却					-
自己株式の処分					1
負のその他資本剰余金の振替					-
株主資本以外の項目の 当事業年度変動額(純額)	△28,687	87	△28,600	268	△28,331
当事業年度変動額合計	△28,687	87	△28,600	268	△28,068
当事業年度末残高	474,695	87	474,782	268	761,282

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

注 1 発行済株式の種類及び総数は次のとおりであります。

(単位：千株)

	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	833,743	-	7,000	826,743
合計	833,743	-	7,000	826,743

(注) 普通株式の発行済株式総数の減少7,000千株は、自己株式の消却による減少であります。

2 自己株式の種類及び総数は次のとおりであります。

(単位：千株)

	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	30,558	7,063	7,067	30,554
合計	30,558	7,063	7,067	30,554

(注1) 普通株式の自己株式の株式数の増加7,063千株は、平成18年12月7日取締役会決議に基づく取得6,968千株及び単元未満株式の買取りによる増加95千株であります。

(注2) 普通株式の自己株式の株式数の減少7,067千株は、自己株式の消却による減少7,000千株、新株予約権の行使に伴う自己株式の処分による減少66千株及び単元未満株式の売渡しによる減少1千株であります。

3 剰余金の配当に関する事項は次のとおりであります。

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成18年6月28日 定時株主総会	普通株式	6,023百万円	7円50銭	平成18年3月31日	平成18年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成19年6月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式に対する配当に関する事項を次のとおり付議する予定であります。

- ① 配当金の総額 5,971百万円
- ② 1株当たり配当額 7円50銭
- ③ 配当原資 利益剰余金
- ④ 基準日 平成19年3月31日
- ⑤ 効力発生日 平成19年6月28日

4 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数は次のとおりであります。

(1) 2005年3月発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

普通株式 329千株

- (2) 2006年3月発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
普通株式 387千株
 - (3) 2007年3月発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
普通株式 288千株
- 5 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

平成18年度 (平成19年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 及 び 預 貯 金	134,633	保 険 契 約 準 備 金	2,677,504
コ ー ル ロ ー ン	44,000	支 払 備 金	275,260
買 入 金 銭 債 権	28,102	責 任 準 備 金 等	2,402,243
金 銭 の 信 託	86,397	そ の 他 負 債	79,097
有 価 証 券	2,863,645	退 職 給 付 引 当 金	38,532
貸 付 金	248,080	賞 与 引 当 金	6,528
有 形 固 定 資 産	130,712	役 員 賞 与 引 当 金	46
無 形 固 定 資 産	1,392	特 別 法 上 の 準 備 金	18,371
そ の 他 資 産	166,336	価 格 変 動 準 備 金	18,371
繰 延 税 金 資 産	38	繰 延 税 金 負 債	112,543
貸 倒 引 当 金	△2,959	負 の の れ ん	733
		負 債 の 部 合 計	2,933,357
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	91,249
		資 本 剰 余 金	46,702
		利 益 剰 余 金	172,244
		自 己 株 式	△23,318
		株 主 資 本 合 計	286,877
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	480,712
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	87
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△1,303
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	479,495
		新 株 予 約 権	268
		少 数 株 主 持 分	382
		純 資 産 の 部 合 計	767,024
資 産 の 部 合 計	3,700,381	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	3,700,381

平成18年度 (平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
前連結会計年度末残高	91,249	46,705	167,780	△21,616	284,118
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当(注)			△6,023		△6,023
役員賞与(注)			△66		△66
当期純利益			15,872		15,872
自己株式の取得				△7,092	△7,092
自己株式の消却		△5,342		5,342	-
自己株式の処分		△46		48	1
負のその他資本剰余金の振替		5,386	△5,386		-
その他利益剰余金の増加			67		67
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	-	△3	4,463	△1,702	2,758
当連結会計年度末残高	91,249	46,702	172,244	△23,318	286,877

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計			
前連結会計年度末残高	509,540	-	△2,330	507,209	-	332	791,660
当連結会計年度変動額							
剰余金の配当(注)							△6,023
役員賞与(注)							△66
当期純利益							15,872
自己株式の取得							△7,092
自己株式の消却							-
自己株式の処分							1
負のその他資本剰余金の振替							-
その他利益剰余金の増加							67
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	△28,828	87	1,027	△27,713	268	49	△27,395
当連結会計年度変動額合計	△28,828	87	1,027	△27,713	268	49	△24,636
当連結会計年度末残高	480,712	87	△1,303	479,495	268	382	767,024

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

1 連結計算書類の作成方法について

当社の連結計算書類は、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)及び同規則第146条の規定に基づき「保険業法施行規則」(平成8年大蔵省令第5号)に準拠して作成しております。なお、子法人等及び関連法人等の定義は、保険業法施行令(平成7年政令第425号)第2条の3に基づいております。

2 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子法人等数 (連結子法人等名)

7社
日本興亜生命保険株式会社
そんぼ24損害保険株式会社
Nippon Insurance Company of Europe Limited
NIPPONKOA Insurance Company (Europe) Limited
NIPPONKOA Insurance Company of America
NIPPONKOA Insurance Company (Asia) Limited
NIPPONKOA Management Services (Europe) Limited

(2) 主要な非連結子法人等の名称等

(主要な非連結子法人等名) 日本興亜損害調査株式会社
(連結の範囲から除いた理由)

非連結子法人等は、その総資産、売上高、当期純損益のうち持分に見合う額及び利益剰余金のうち持分に見合う額等からみて、いずれも企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しい会社であるため、連結の範囲から除外しております。

3 持分法の適用に関する事項

非連結子法人等18社(日本興亜損害調査株式会社他)及び関連法人等3社(PT. Asuransi Permata Nipponkoa Indonesia 他)については、それぞれ連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

4 連結子法人等の事業年度等に関する事項

在外連結子法人等5社の決算日は12月31日であります。決算日の差異が3か月を超えていないため、本連結計算書類の作成にあたっては、連結子法人等の決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

5 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

当社及び国内連結子法人等の保有する有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。

- ① 満期保有目的の債券の評価は償却原価法によっております。
- ② 子法人等株式及び関連法人等株式の評価は移動平均法に基づく原価法によっております。
- ③ その他有価証券のうち時価のあるものの評価は期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価の算定は移

動平均法によっております。

④ その他有価証券のうち時価のないものの評価は移動平均法に基づく原価法又は償却原価法によっております。

(2) 金銭の信託の評価基準及び評価方法

① 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は時価法によっております。

② 運用目的及び満期保有目的のいずれにも該当しない有価証券の保有を目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、その他有価証券と同じ方法によっております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は時価法によっております。

(4) 有形固定資産の減価償却の方法

当社及び国内連結子法人等の保有する有形固定資産の減価償却は定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については定額法によっております。

(5) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

当社及び国内連結子法人等は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。

今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力等を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等を債権額に乗じた額を引き当てております。

また、すべての債権は資産の自己査定基準に基づき、それぞれの資産の所管部門が資産査定を実施し、当該部門から独立した内部監査部門が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

② 投資損失引当金

当社及び国内連結子法人等は、有価証券等について将来発生する可能性のある損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、必要と認められる額を引き当てております。

③ 退職給付引当金

当社及び国内連結子法人等は、従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理しております。

上記のほか、当社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額1,857百万円を退職給付引当金に含めて計上しております。

④ 賞与引当金

当社及び国内連結子法人等は、従業員の賞与に充てるため、期末における支給見込額を基準に計上しております。

⑤ 役員賞与引当金

当社及び国内連結子法人等は、役員の賞与に充てるため、期末における支給見込額を基準に計上しております。

⑥ 価格変動準備金

当社及び国内連結子法人等は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。

(6) 消費税等の処理方法

当社及び国内連結子法人等の消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。

なお、資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(7) 重要なリース取引の処理方法

当社におけるリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(8) 重要なヘッジ会計の方法

当社のヘッジ会計の方法は、金利変動に伴う貸付金及び債券のキャッシュ・フロー変動リスク並びに「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第26号。以下、「業種別監査委員会報告第26号」という。）に基づく長期の保険契約等に係る金利変動リスクをヘッジする目的で実施する金利スワップ取引については原則として繰延ヘッジ処理により、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理によっております。

また、当社は、為替変動に伴う外貨建資産の為替変動リスクをヘッジする目的で実施する為替予約取引及び通貨オプション取引については原則として時価ヘッジ処理により、振当処理の要件を満たしている場合には振当処理によっております。

ヘッジの有効性については、原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間におけるヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判定しております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性があることが明らかな場合には、ヘッジの有効性の判定を省略しております。

なお、業種別監査委員会報告第26号に基づくヘッジの有効性は、残存期間ごとにグルーピングしているヘッジ対象となる保険負債とヘッジ手段である金利スワップ取引の双方の理論価格の算定に影響を与える金利の状況を検証することにより判定しております。

(9) 在外連結子法人等の会計処理基準

当該連結子法人等の所在地国における会計処理基準によっております。

(10) 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

これまでの資本の部の合計に相当する金額は766,285百万円であります。

なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、保険業法施行規則の改正に伴い、改正後の保険業法施行規則により作成しております。

(11) 役員賞与に関する会計基準

当連結会計年度より、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号）を適用しております。この結果、従来の方法による場合と比較して、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ46百万円減少しております。

(12) ストック・オプション等に関する会計基準

当連結会計年度より、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号）を適用しております。この結果、従来の方法による場合と比較して、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ268百万円減少しております。

6 連結子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

7 のれんの償却に関する事項

のれんの償却は、そんぽ24損害保険株式会社は5年間の均等償却とし、その他は発生時に損益として計上しております。

(表示方法の変更)

1 連結貸借対照表関係

当連結会計年度から会社計算規則の施行及び保険業法施行規則の改正により連結貸借対照表の様式を改訂いたしました。その主な内容は以下のとおりであります。

- (1) 従来「不動産及び動産」と掲記されていたものを「有形固定資産」として表示しております。
- (2) 従来「その他資産」に含めていた借地権等を「無形固定資産」として表示しております。
- (3) 従来「連結調整勘定」と掲記されていたものを「負ののれん」として表示しております。
- (4) 従来「価格変動準備金」を「特別法上の準備金」の内訳として表示しております。

2 連結損益計算書関係

当連結会計年度から会社計算規則の施行及び保険業法施行規則の改正により連結損益計算書の様式を改訂いたしました。その主な内容は以下のとおりであります。

- (1) 従来「不動産動産処分益」及び「不動産動産処分損」と掲記されていたものを「固定資産処分益」及び「固定資産処分損」として表示しております。
- (2) 従来「価格変動準備金繰入額」を「特別法上の準備金繰入額」の内訳として表示しております。

(連結貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額は139,345百万円、圧縮記帳額は19,981百万円であります。

2 関係会社株式の額は2,306百万円であります。

3 (1) 貸付金のうち、破綻先債権額は501百万円、延滞債権額は1,923百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

(2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は158百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は374百万円であります。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

(4) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額の合計額は2,958百万円であります。

4 担保に供している資産は、現金及び預貯金504百万円、有価証券6,948百万円並びに有形固定資産4,955百万円であります。また、担保付き債務はその他負債に含まれる借入金2,098百万円であります。

5 有価証券には、消費貸借契約により貸し付けているものが68,277百万円含まれております。

6 退職給付に関する事項は次のとおりであります。

(1) 退職給付債務及びその内訳

退職給付債務	△136,607百万円
年金資産	97,277百万円
<hr/>	<hr/>
未積立退職給付債務	△39,329百万円
未認識過去勤務債務	△3,716百万円
未認識数理計算上の差異	6,371百万円
<hr/>	<hr/>
退職給付引当金	△36,675百万円

(2) 退職給付債務等の計算基礎

退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準・ポイント基準
割引率	1.8%
期待運用収益率	0.0%~2.0%
過去勤務債務の額の処理年数	10年
数理計算上の差異の処理年数	10年

- 7 繰延税金資産の総額は181,050百万円、繰延税金負債の総額は268,911百万円であります。
 なお、評価性引当額として24,643百万円を繰延税金資産の総額から控除しております。
 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、責任準備金94,554百万円、支払備金14,857百万円、退職給付引当金13,915百万円、ソフトウェア13,657百万円及び有価証券評価損10,102百万円であります。
 繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、その他有価証券に係る評価差額金266,463百万円であります。
- 8 1株当たり純資産額は962円55銭であります。
 算定上の基礎である純資産の部の合計は767,024百万円、純資産の部の合計から控除する金額は新株予約権268百万円、少数株主持分382百万円、普通株式に係る期末の純資産額は766,373百万円、普通株式の期末発行済株式数は796,188千株であります。
- 9 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(連結損益計算書関係)

- 1 1株当たり当期純利益は19円81銭、潜在株式調整後1株当たり当期純利益は19円79銭であります。
 算定上の基礎である当期純利益は15,872百万円、普通株式に係る当期純利益は15,872百万円、普通株式の期中平均株式数は801,202千株、潜在株式調整による普通株式増加数は737千株であります。なお、普通株主に帰属しない金額、当期純利益調整額はありません。
- 2 事業費の主な内訳は次のとおりであります。
- | | |
|---------|------------|
| 代理店手数料等 | 129,138百万円 |
| 給与 | 70,189百万円 |
- なお、事業費は連結損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費並びに諸手数料及び集金費の合計であります。
- 3 損害調査費並びに営業費及び一般管理費として計上した退職給付費用は8,106百万円であり、その内訳は次のとおりであります。
- | | |
|----------------|-----------|
| 勤務費用 | 5,147百万円 |
| 利息費用 | 2,413百万円 |
| 期待運用収益 | △1,228百万円 |
| 過去勤務債務の費用処理額 | △932百万円 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 2,706百万円 |
| 計 | 8,106百万円 |
- 4 当連結会計年度における法定実効税率は36.10%、税効果会計適用後の法人税等の負担率は31.65%であり、この差異の主な内訳は、受取配当等の益金不算入額△10.20%、税効果を認識しない子法人等の当期損失4.60%であります。

5 減損損失に関する事項は次のとおりであります。

当社及び国内連結子法人等は、保険事業等の用に供している資産は全体で1つの資産グループとし、投資用不動産及び遊休不動産は個別の物件毎にグルーピングしております。

地価の下落等により、当連結会計年度において、収益性が著しく低下した以下の物件の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（396百万円）として特別損失に計上しております。

（単位：百万円）

用 途	種 類	場 所	減 損 損 失		
			土 地	建 物	計
投資用不動産	土地及び建物	市原市等全4箇所	107	58	165
遊休不動産	土地及び建物	鎌ヶ谷市等全4箇所	186	43	230
計			293	102	396

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定士による鑑定評価額等により算定しております。

6 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

（連結株主資本等変動計算書関係）

1 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数は次のとおりであります。

（単位：千株）

	前連結会計年度末株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	833,743	-	7,000	826,743
合 計	833,743	-	7,000	826,743

（注）普通株式の発行済株式総数の減少7,000千株は、自己株式の消却による減少であります。

2 当連結会計年度末における自己株式の種類及び総数は次のとおりであります。

（単位：千株）

	前連結会計年度末株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	30,558	7,063	7,067	30,554
合 計	30,558	7,063	7,067	30,554

（注1）普通株式の自己株式の株式数の増加7,063千株は、平成18年12月7日取締役会決議に基づく取得6,968千株及び単元未満株式の買取りによる増加95千株であります。

（注2）普通株式の自己株式の株式数の減少7,067千株は、自己株式の消却による減少7,000千株、新株予約権の行使に伴う自己株式の処分による減少66千株及び単元未満株式の売渡しによる減少1千株であります。

3 剰余金の配当に関する事項は次のとおりであります。

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
平成18年6月28日 定時株主総会	普通株式	6,023百万円	7円50銭	平成18年3月31日	平成18年6月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
平成19年6月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式に対する配当に関する事項
を次のとおり付議する予定であります。

- ① 配当金の総額 5,971百万円
- ② 1株当たり配当額 7円50銭
- ③ 配当原資 利益剰余金
- ④ 基準日 平成19年3月31日
- ⑤ 効力発生日 平成19年6月28日

4 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数は次のとおりであります。

- (1) 2005年3月発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
普通株式 329千株
- (2) 2006年3月発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
普通株式 387千株
- (3) 2007年3月発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
普通株式 288千株

5 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年5月16日

日本興亜損害保険株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

代表社員 公認会計士 澤 口 雅 昭 印
業務執行社員

代表社員 公認会計士 荒 川 進 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本興亜損害保険株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 注記に記載されているとおり、会社は当期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」が適用されることとなるため、これらの基準により計算書類を作成している。
2. 注記に記載されているとおり、会社は当期より「役員賞与に関する会計基準」が適用されることとなるため、これらの基準により計算書類を作成している。
3. 注記に記載されているとおり、会社は当期より「ストック・オプション等に関する会計基準」及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」が適用されることとなるため、これらの基準により計算書類を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成19年5月16日

日本興亜損害保険株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 澤 口 雅 昭 ㊞

代表社員
業務執行社員 公認会計士 荒 川 進 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本興亜損害保険株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本興亜損害保険株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 連結貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」が適用されることとなるため、これらの基準により連結計算書類を作成している。
2. 連結貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より「役員賞与に関する会計基準」が適用されることとなるため、これらの基準により連結計算書類を作成している。
3. 連結貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より「ストック・オプション等に関する会計基準」及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」が適用されることとなるため、これらの基準により連結計算書類を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第63期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載の通り、第三分野商品における不適切な保険金の不払いについて、平成19年3月14日付けで、金融庁より当社業務の一部停止命令及び業務改善命令を受けております。本件に関しましては、お客様の信頼回復に向けた各種の業務改善策が策定されておりますが、今後ともその実施状況を監査してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

一時会計監査人あられた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

一時会計監査人あられた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年5月17日

日本興亜損害保険株式会社 監査役会

常勤監査役 莊 敏 幸 ㊟

常勤監査役 石 井 憲 ㊟

社外監査役 吉 池 正 博 ㊟

社外監査役 志 賀 こず江 ㊟

社外監査役 涌 井 洋 治 ㊟

(注) 当社の会計監査人でありました中央青山監査法人（平成18年9月1日みすず監査法人に名称変更）は、金融庁より平成18年7月1日から同年8月31日までの2ヶ月間業務の一部停止処分を受けました。これに伴い、同監査法人は7月1日をもって会計監査人の資格を失い、当社の会計監査人を退任いたしました。これに対処し当社は、会社法第346条第4項及び第6項の規定に基づき、監査役会の決議により、同年7月7日付けであられた監査法人を一時会計監査人として選任いたしております。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、企業体質の強化を図るため、引き続き内部留保にも意を用い、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金7円50銭といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は5,971,417,275円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成19年6月28日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

① 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 1,300,000,000円

② 増加する準備金の項目とその額

利益準備金 1,300,000,000円

③ 準備金の増加が効力を生じる日

平成19年6月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は本定時株主総会終結と同時に任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

	候補者氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社の 株式の数
1	まつ ざわ けん 松 澤 建 (昭和13年3月30日生)	昭和35年4月 日本火災海上保険株式会社入社 昭和59年4月 横浜支店長 昭和62年4月 本店営業第四部長 平成元年6月 取締役首都圏営業本部長 平成3年6月 常務取締役首都圏営業本部長 平成5年6月 常務取締役海上営業本部長兼海外営業本部長 平成6年4月 常務取締役 平成8年6月 代表取締役専務取締役損害調査本部長 平成10年4月 代表取締役専務取締役営業推進本部長 平成10年7月 代表取締役社長営業推進本部長 平成11年6月 代表取締役社長首席執行役員営業推進本部長 平成13年4月 当社代表取締役社長首席執行役員 平成19年4月 取締役会長（現職） 〈他の法人等の代表状況〉 学校法人青山学院理事長 財団法人日本興亜福祉財団理事長	60,594株
2	ひょう とう まこと 兵 頭 誠 (昭和20年1月25日生)	昭和42年4月 日本火災海上保険株式会社入社 平成3年6月 首都営業第一部長 平成5年6月 福島支店長 平成7年6月 広島支店長 平成10年4月 企業営業第四部長 平成11年6月 執行役員企業営業第四部長 平成12年6月 執行役員東北営業本部長 平成13年4月 当社執行役員東北本部長 平成13年12月 執行役員東北本部長兼岩手支店長 平成14年3月 常務執行役員本店営業第五部長 平成14年4月 常務執行役員 平成16年6月 専務執行役員 平成17年6月 代表取締役副社長執行役員 平成19年4月 代表取締役社長首席執行役員（現職）	38,000株

候補者氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
3 かど かわ あた う 角 川 与 宇 (昭和22年6月28日生)	<p>昭和45年4月 日本火災海上保険株式会社入社 平成6年4月 米州部長 平成9年4月 総務部危機管理対応特命部長 平成10年6月 総務部長 平成12年4月 総務部長兼総務部IR室長 平成12年6月 執行役員総務部長兼総務部IR室長 平成13年4月 当社執行役員総務部長兼総務部IR室長 平成14年4月 執行役員総務部長 平成14年6月 取締役常務執行役員 平成17年6月 取締役専務執行役員 平成19年4月 代表取締役副社長執行役員（現職） （当社における担当） 社長補佐、業務監査、リスク管理、コンプライアンス担当</p>	49,050株
4 おか だ りょう じ 岡 田 良 治 (昭和22年11月11日生)	<p>昭和46年4月 日本火災海上保険株式会社入社 平成5年6月 秘書室長 平成10年6月 総合企画部長 平成13年4月 当社経営企画部長 平成14年4月 執行役員関越本部長 平成16年3月 常務執行役員自動車営業本部長 平成17年4月 常務執行役員 平成18年4月 専務執行役員 平成18年6月 取締役専務執行役員（現職） （当社における担当） 品質管理、人事、医療保険、損害サービス業務、保険金支払管理、本店損害サービス部担当</p>	22,162株
5 いし かわ たつ ひろ 石 川 達 紘 (昭和14年4月4日生)	<p>昭和40年4月 東京地方検察庁検事 平成元年9月 東京地方検察庁特別捜査部長 平成5年4月 東京地方検察庁次席検事 平成8年6月 最高検察庁公判部長 平成9年2月 東京地方検察庁検事正 平成11年4月 福岡高等検察庁検事長 平成12年11月 名古屋高等検察庁検事長 平成13年12月 弁護士（現職） 平成14年4月 亜細亜大学教授（現職） 平成14年6月 当社取締役（現職）</p>	12,000株

候補者氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
6 おか べ まさ ひこ 岡 部 正 彦 (昭和13年1月9日生)	昭和36年4月 日本通運株式会社入社 平成7年6月 同社 取締役 平成9年6月 同社 常務取締役 平成11年6月 同社 代表取締役社長 平成13年6月 同社 代表取締役社長 社長執行役員 平成16年6月 当社取締役(現職) 平成17年5月 日本通運株式会社代表取締役会長(現職) 〈他の法人等の代表状況〉 日本通運株式会社代表取締役会長	0株
7 はし もと かず お 橋 本 和 生 (昭和23年6月3日生)	昭和46年4月 興亜火災海上保険株式会社入社 平成7年4月 福井支店長 平成9年4月 横浜ベイサイド支店長 平成10年4月 積立業務部長 平成11年4月 火災新種・積立業務部長 平成12年4月 商品業務部長 平成13年4月 当社本店営業第七部長 平成14年6月 執行役員本店営業第七部長 平成15年4月 執行役員 平成16年4月 執行役員関西本部長補佐 平成16年6月 取締役常務執行役員営業戦略副本部長 平成18年4月 取締役専務執行役員(現職) 〈当社における担当〉 火災新種保険、自動車保険、横浜ベイサイド支店、本店営業第三部担当	31,000株
8 ふた みや まさ や 二 宮 雅 也 (昭和27年2月25日生)	昭和49年4月 日本火災海上保険株式会社入社 平成10年6月 秘書室長 平成13年4月 当社秘書室担当部長 平成14年4月 社長室長兼社長室IR室長 平成15年6月 執行役員社長室長兼社長室IR室長 平成16年4月 執行役員社長室長兼CR企画部長 平成16年6月 常務執行役員 平成17年6月 取締役常務執行役員(現職) 〈当社における担当〉 経営企画、総務担当	18,000株

候補者氏名 (生年月日)		略歴、当社における地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
9	しの はら てつ お 篠原 哲夫 (昭和24年10月15日生)	昭和49年4月 日本火災海上保険株式会社入社 平成10年4月 滋賀支店長 平成12年6月 企業営業第四部長 平成13年4月 当社本店営業第四部長 平成15年4月 執行役員千葉支店長 平成17年4月 常務執行役員自動車営業本部長 平成18年4月 常務執行役員営業推進部長 平成18年6月 取締役常務執行役員営業推進部長(現職) (当社における担当) C R企画、営業企画、営業推進、代理店開発担当	11,000株
10	ふじ い やす ひで 藤井 康秀 (昭和26年12月10日生)	昭和49年4月 日本火災海上保険株式会社入社 平成10年6月 再保険部長 平成13年4月 当社再保険部長 平成15年4月 経理部長 平成17年4月 執行役員 平成18年4月 常務執行役員(現職) (当社における担当) 経理、IT企画、情報システム、営業事務企画担当	34,150株

- 注 1 松澤建氏は、財団法人日本興亜福祉財団の理事長であり、当社は同財団に対して研究活動支援等を目的とした寄附を行っております。
- 2 岡部正彦氏は、日本通運株式会社の取締役会長(代表取締役)であり、当社は、同社に対する運送委託等の取引を行っております。
- 3 その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 4 石川達紘氏は社外取締役候補者であります。

同氏の法律家として、また、検察組織の幹部及び多数の会社の社外役員としてのご経験・ご識見を活かし、取締役として大所高所からの助言・監督を行っていただき、もって当社経営の適正性・効率性の実現に貢献していただくために社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、これまで5年間にわたって、そのご経験・ご識見を活かして、取締役として当社の経営に十分に貢献されてきております。同氏の当社社外取締役としてのご活動状況は、事業報告(前記[添付書類]18頁から19頁)に記載のとおりであります。また、同氏とは責任限定契約を締結しており、その概要は事業報告(前記[添付書類]20頁)に記載のとおりであります。同氏の重任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

5 岡部正彦氏は社外取締役候補者であります。

同氏の他業態の有力企業経営者としてのご経験・ご識見を活かし、取締役として大所高所からの助言・監督を行っていただき、もって当社経営の適正性・効率性の実現に貢献していただくために社外取締役候補者といたしました。なお、同氏はこれまで3年間にわたって取締役として当社の経営に十分に貢献されてきております。同氏の当社社外取締役としてのご活動状況は、事業報告（前記〔添付書類〕18頁から19頁）に記載のとおりであります。また、同氏とは責任限定契約を締結しており、その概要は事業報告（前記〔添付書類〕20頁）に記載のとおりであります。同氏の重任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

また、同氏が平成17年7月から社外取締役を兼任されている朝日生命保険相互会社において、平成13年度から平成17年度までの5年間に支払った保険金・給付金を調査した結果、一部に支払い金額が不足していた事案等があることが判明いたしました。同氏は当該事実の発生については関与されておらず、当該事実の判明後におきましては、再発防止のための提言を行うなど、その職責を果たされております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役荘敏幸氏は本定時株主総会終結と同時に任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
しょう とし ゆき 荘 敏 幸 (昭和21年11月30日生)	昭和44年4月 日本火災海上保険株式会社入社 平成3年10月 滋賀支店長 平成6年6月 山口支店長 平成9年3月 名古屋ヒルトン株式会社出向 平成11年6月 日本火災海上保険株式会社京都支店長 平成13年4月 当社京都支店長 平成15年6月 監査役（現職）	20,000株

注 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人でありました中央青山監査法人（現みずぎ監査法人）は、金融庁より平成18年5月10日付で、平成18年7月1日から平成18年8月31日までの2か月間の業務一部停止処分を受けました。このため、会計監査人の資格を失い平成18年7月1日に退任いたしました。これに伴い、平成18年7月7日開催の当社監査役会において、あらた監査法人を一時会計監査人として選任いたしております。

つきましては、あらためて会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

名 称	あらた監査法人																					
事 務 所	主たる事務所 東京都港区芝浦四丁目2番8号 住友不動産三田ツインビル東館 ほか2か所																					
沿 革	平成18年6月1日 設立																					
概 要 (平成19年3月31日現在)	<table> <tr> <td>人 員</td> <td>代表社員・社員（公認会計士）</td> <td>90名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>職員（公認会計士・会計士補）</td> <td>485名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>（米国公認会計士・その他専門職員）</td> <td>473名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他の職員</td> <td>101名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合 計</td> <td>1,149名</td> </tr> <tr> <td>関与会社数</td> <td></td> <td>842社</td> </tr> <tr> <td>出資金</td> <td></td> <td>514百万円</td> </tr> </table>	人 員	代表社員・社員（公認会計士）	90名		職員（公認会計士・会計士補）	485名		（米国公認会計士・その他専門職員）	473名		その他の職員	101名		合 計	1,149名	関与会社数		842社	出資金		514百万円
人 員	代表社員・社員（公認会計士）	90名																				
	職員（公認会計士・会計士補）	485名																				
	（米国公認会計士・その他専門職員）	473名																				
	その他の職員	101名																				
	合 計	1,149名																				
関与会社数		842社																				
出資金		514百万円																				

以 上

[ご参考]

ソルベンシー・マージン比率について

(単位：百万円)

	平成18年度 (平成19年3月31日現在)
(A) ソルベンシー・マージン総額	1,303,272
純資産の部合計（社外流出予定額、繰延資産及び評価・換算差額等を除く）	280,529
価格変動準備金	18,040
異常危険準備金	274,772
一般貸倒引当金	280
その他有価証券の評価差額（税効果控除前）	663,952
土地の含み損益	11,927
負債性資本調達手段等	-
控除項目	19,663
その他	73,431
(B) リスクの合計額	254,756
$\sqrt{R_1^2 + (R_2 + R_3)^2} + R_4 + R_5$	
一般保険リスク（ R_1 ）	42,611
予定利率リスク（ R_2 ）	2,020
資産運用リスク（ R_3 ）	134,155
経営管理リスク（ R_4 ）	5,703
巨大災害リスク（ R_5 ）	106,365
(C) ソルベンシー・マージン比率 $[(A) / \{(B) \times 1/2\}] \times 100$	1,023.1%

(注) 上記の金額及び数値は、保険業法施行規則第86条及び第87条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しております。

なお、当期から保険業法施行規則等の改正によりソルベンシー・マージン比率の算出方法が変更されておりますが、当社においてはこの変更による影響はありません。

<ソルベンシー・マージン比率>

- ・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

- ・こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額」（上表の(B)）に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」（すなわちソルベンシー・マージン総額：上表の(A)）の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」（上表の(C)）であります。

- ・「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
 - ① 保険引受上の危険：保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（巨大災害（一般保険リスク） 害に係る危険を除く。）
 - ② 予定利率上の危険：積立保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回る（予定利率リスク）ることにより発生し得る危険
 - ③ 資産運用上の危険：保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等（資産運用リスク）
 - ④ 経営管理上の危険：業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③及び⑤以外のも（経営管理リスク）の
 - ⑤ 巨大災害に係る危険：通常の予測を超える巨大災害（関東大震災や伊勢湾台風相当）により発生し得る危険（巨大災害リスク）

- ・「損害保険会社が有している資本金・準備金等の支払余力」（ソルベンシー・マージン総額）とは、損害保険会社の純資産（社外流出予定額等を除く）、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、土地の含み損益等の総額であります。

- ・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に活用する客観的な判断指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

株主総会会場ご案内

〒100-8965 東京都千代田区霞が関三丁目7番3号

電話番号 (03) 3593-3111 (代表)

